輸出入関係取扱品目分担一覧表（令和5年7月）

部	部別品目	類	類別品目	関税鑑査官									本関				本牧						大黒				川崎	
				後藤	井上	三枝	池田	小笠原	西川	菊池	吉村	船津	特別通関1,2		通関1	通関2	通関1 入	通関2 入	通関3 入	通関4 入	通関5 出	通関6	通関1 入	通関2 入		通関3 出	通関1	通関2
1	動物（生きているもの）及び動物性生産品	1～5	動物、肉、魚介類、酪農品																									
2	植物性生産品	6～14	野菜、穀物、採油用の種																									
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同　左																									
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16～18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子																									
		19～22	ミルク調製品、各種調製食料品											マニュアル								マニュアル			マニュアル			
		23～24	たばこ																									
5	鉱物性生産品	25～27	塩、土石類、鉱石、鉱物油																									
6	化学工業の生産品	28	無機化学品																									
		29～32	有機化学品、医療用品、肥料																									
		33～34	精油、化粧品類、洗剤																									
		35～37	変性澱粉、火薬類、写真材料																									
		38	各種の化学工業生産品																									
7	プラスチック、ゴム	39～40	同　左																									
8	皮革、毛皮、動物用装着具、旅行用具	41～43	同　左																									
9	木材、コルク、組物材料製品	44～46	同　左																									
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47～49	同　左																									
11	紡織用繊維及びその製品	50～60	繊維及びその製品																									
		61～63	衣類等																									
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	64～67	同　左																									
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	68～70	同　左																									
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	71	同　左																									
15	卑金属及びその製品	72～76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品																									
		78～81	鉛、亜鉛、すず及びその製品																									
		82～83	卑金属製品の工具、道具																									
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	84	原子炉、ボイラー、機械類																									
		85	電気機器、VTR、音声再生機																									
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	86～89	同　左																									
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	90～92	同　左																									
19	武器、銃砲弾	93	同　左																									
20	雑品	94～95	同　左																									
		96	同　左																									
21	美術品、収集品及びこっとう	97	同　左																									
		－	プラント貨物																									

注：本牧・通関第5部門及び大黒・通関第3部門は輸出専担部門になります。

注：次の署所については、分担区分はありません。

仙台塩釜、石巻、気仙沼、仙台空港、小名浜、相馬、福島空港、鹿島、日立、つくば、茨城空港、千葉、船橋市川、木更津、姉崎、銚子、横須賀、三崎、宇都宮、川崎外郵